

校則（令和2年度改正）

1 身だしなみに関する規定

(1) 制服について

身だしなみはすべて質素、清潔、端正で高校生としての品位を失わないものでなければならない。ただし、何らかの事情で規定外の状態になる場合は、担任へ申し出るとともに、「異装届」の手続きを行うこと。

ビジネスマナーは身だしなみから



岐阜県立土岐商業高等学校

生徒指導部

・制服着用期間は、原則として次の通りとし、移行期間については別に指示する。

①夏服着用期間 6月1日～9月30日

②冬服着用期間 10月1日～5月31日

ビジネスマナーは身だしなみから



岐阜県立土岐商業高等学校

生徒指導部

2 自転車通学に関する規定

- (1) 自転車通学を希望するものは、必ず学校に「自転車通学許可願」を提出すること。
- (2) 使用する自転車には必ず「登録ステッカー」を貼付すること。
- (3) 交通規則を遵守し、安全運転を心掛け、使用する自転車の点検整備を怠らないこと。
- (4) 本校の自転車通学の規定（指定駐輪場、指定通学路など）に従うこと。
- (5) 自転車保険（総合保険可）に必ず加入する。

* 詳細は別途定める。

3 アルバイトに関する規定

- (1) 原則としてアルバイトは禁止する。やむを得ない場合は所定の手続きを行うこと。
- (2) 長期休業や進路決定後については、届け出をして実施すること。

※ 「労働基準法から」……アルバイト先は高校生の仕事場所として適当か

◇ 深夜時間帯での労働でないか（原則 8：00～19：00 までの間）

◇ 危険または有害な仕事でないか

- ・ 重量物の取り扱い
- ・ 運転中の機械の取り扱い
- ・ 切断機・プレスの掃除、検査、修理
- ・ 高さが 5メートル以上の場所での業務
- ・ 有害物または危険物を取り扱う仕事
- ・ 高温、塵の飛散にさらされる仕事
- ・ 酒席に対する業務（居酒屋等）、風俗、遊興的接客の仕事 など

* 詳細は別途定める。

4 運転免許に関する規定

原則：生命尊重と学業専念の観点より、運転免許の取得は禁止する。

- (1) 原動機付自転車及び自動二輪の運転免許の取得は、原則として認めない。
- (2) 普通自動車運転免許の取得については、進路決定後、許可制で認める。

* 詳細は別途定める。

5 諸届に関する規定

- (1) 欠席・遅刻をする場合は、原則として保護者を通して朝 8 時 25 分までに必ず学校へ連絡すること。
- (2) 遅刻・早退・外出をする場合は、生徒指導部で所定の手続きを行うこと。
- (3) 学校敷地内への自動車による送迎は原則として禁止するが、やむを得ない事情がある場合は、生徒指導部で「特別送迎許可」の手続きを行うこと。
- (4) 学生割引証が必要な場合は、所定の手続きを行うこと。

6 特別指導に関する規定

原則：非行及び問題行動をおこした者については特別指導を実施する。

非行及び問題行動とは以下の行為をいう。

- ①刑法犯行為：窃盗(万引)、暴力、恐喝、脅迫、強盗、強姦、器物破損など
- ②特別法犯行為：薬物乱用など
- ③不良行為：喫煙、飲酒、深夜徘徊（午後10時から午前4時）、不健全娯楽、不良交友、怠学、家出、不正乗車・不正定期使用、賭博行為、無断アルバイト、いじめ（含ネットによる誹謗中傷）、情報モラル違反（肖像権など）カンニング、授業妨害、怠学、迷惑座り込み、刃物所持など
- ④道路交通法違反：無免許運転、暴走行為及びその見学など
- ⑤その他：公序良俗に反する行為

7 スマートフォン・携帯電話の使用について

- (1) 始業から終業までは校内で使用しない。
（それ以外については家族との連絡用としてのみ使用可）
- (2) 情報モラルを守る。（ながらスマホ・電車内やバス内通話や音漏れなど）
- (3) 著作権・肖像権を侵害しない。
- (4) フィルタリングサービスに加入すること。（県青少年健全育成条例 2014年）
- (5) 自分で責任を持って管理すること。
- (6) 使用ルールについては家庭でも話し合しましょう。

令和2年7月20日 一部改正